

じょうげ



ぐいどうだより

応急給水訓練を実施しました

災害時に応急給水活動を円滑に行うため、令和元年10月下旬に訓練を実施しました。



悪質な訪問販売などにご注意を

上下水道局では一切行っていません!

上下水道局では、浄水器などの販売、宅地内の水道管・排水管の掃除は一切行っていません。

上下水道局から依頼されているかのように言葉巧みに勧誘してくることがあります。怪しいと思ったら、相手の連絡先を確認し、上下水道局までご連絡ください。

— お問い合わせ —

給水課 TEL.63-1001(内線 825・833)
下水道課 TEL.63-1001(内線 822・311)

もしも意に沿わない契約をしたときは!?

法定書面を受け取った日を含め8日以内であればクーリングオフ(契約の無条件解除)が、適用される場合があります。

詳しくは、「消費生活センター」までお問い合わせください。

— お問い合わせ —

消費生活センター(天理市役所地下)
TEL.63-1001(内線770・785)
受付:10時~16時(土曜日、日曜日、祝日を除く)

災害の備えについて

災害は、いつどこで発生するかわかりませんが、昨今多くの災害が発生しています。

大災害発生時、公的な支援物資はすぐ届くとは限らず、電気・水道・ガスといったライフラインは停止し、利用が困難になることが考えられます。

行政の支援が本格化するまでの3日間を乗り切るための備えが必要です。

以下のチェックリストを活用し災害に備えましょう。



災害時に備えた備蓄品の例

- 飲料水 (1人1日3Lを目安)
- 飲料
- 給水タンク
- 日用品
- 衛生グッズ
- カセットコンロ等
- 携帯式トイレ
- 常備薬



上下水道局では、災害時に避難所(小学校等)で給水袋に水を入れて配布します。

人が生きていくためには1日におよそ3Lの水分が必要だと言われているよ。



1人当たり 最低

$$3L \times 3日分 = 9L$$



水道水のくみ置き方法

水道水は以下の手順で蓋ふたのできる容器(ペットボトルやポリタンクなど)に保存することができます。

- 十分に洗浄した清潔な容器を用意します。
 - 容器に口元いっぱいまで(空気にふれないよう)水を入れて蓋をします。
 - 直射日光のあたらない涼しい場所で保存してください。(冬場で1週間、夏場で3日程度保存可能)
- ※浄水器を通した水は塩素による消毒効果が薄れている可能性があるため毎日くみ替えてください。



「水道使用量等のお知らせ(検針票)」の様式が変わります

上下水道料金システムの更新に伴い、令和2年3月検針分より「水道使用量等のお知らせ(検針票)」の様式が以下のように変更となります。

検針票は、2ヶ月ごとの水道メーターの検針時に配付しております。(※お住まいの地区やメーター口径により、毎月検針している場合もあります。)

◆新様式

水道・下水道使用量のお知らせ			
①	お客様番号	口径	メーター番号
	012-3-456-789-01	20 mm	123456
	川原城町600-10		
	天理 水道 様		
	今回の指針	34 m ³	
	前回の指針(-)	1 m ³	
②	旧メーターの使用水量(+)	10 m ³	
	今回の使用水量	43 m ³	
③	ご使用期間 令和2年1月6日～令和2年3月6日		
		令和2年2月分	令和2年3月分
	水道	21 m ³ 4,345 円	22 m ³ 4,576 円
	下水道	21 m ³ 3,003 円	22 m ³ 3,146 円
④	ご請求予定額	7,348 円	7,722 円
	振替予定日	令和2年3月27日	令和2年4月27日
	上記金額はすべて税込みです。このお知らせ票では料金のお支払いはできません。		
	検針日	令和2年3月6日	検針員 天水 花子
⑤	(お客様へ) 令和2年3月検針分より、検針票の様式を変更しました。		
⑥	口座振替済のお知らせ		
		令和1年11月分	令和1年12月分
	口座振替日	令和1年12月27日	令和2年1月27日
	使用水量	19 m ³	20 m ³
	振替金額	6,511 円	6,974 円
	上記の金額をご指定の口座より振替いたしましたのでお知らせします。		
	水道メーターの検針にご協力お願いします 検針の際の妨げとなりますので、メーターボックスの上に物品や自動車などを置かないようにしてください。		
	天理市上下水道局お客様センター 連絡先 0743-63-1001 (内線812) 裏面もご覧ください。		

変更点

ご使用量やご請求金額等の文字を見やすいよう、大きくしました。

①お客様番号

お客様ごとに個別で設けられた番号です。お問い合わせの際にお知らせください。

②今回使用水量

前回検針日から今回検針日までの使用水量です。前回検針日後にメーターを取替えた場合は、前回検針日からメーター取替日までの旧メーターの使用水量も今回水量に含みます。

③ご使用期間

前回検針日から今回検針日までの期間です。

④今回請求予定金額 (2ヶ月ごとの検針の場合)

今回使用水量を半分にして、検針月の前月分(前半分)と検針月分(後半分)に分けて1ヶ月分ずつ請求します。

(※端数の水量は後半分に加算します。)

・口座振替をご利用のお客様は、振替予定日が表示されます。

・納入通知書でのお支払いのお客様は納入期限が表示されます。

(納入通知書は後日送付いたします。)

⑤通信欄

上下水道局からのお知らせが表示されます。

⑥口座振替済のお知らせ

お支払方法が口座振替のお客様の場合、直近2ヶ月分の振替済の内容をお知らせします。

上水道事業決算状況

平成30年度の本市上水道事業の決算は、9月の市議会において認定されました。

●業務状況

年度末における給水戸数は、前年度に比べ81戸(0.3%)増加しましたが、給水人口は563人(0.9%)減少となりました。年間有収水量は、主に家庭用等の使用水量が減少したことにより、前年度に比べ63,929m³(0.8%)減少となりました。

	平成29年度	平成30年度
給水戸数(戸)	24,369	24,450
給水人口(人)	65,268	64,705
年間有収水量(m ³)	7,860,799	7,796,870

●経営状況

収益全体では、前年度に比べ117,679,603円(5.5%)減少しました。水道料金収入も使用水量の減少に伴い319,800円(0.1%)減少していますが、その他営業収益が129,590,855円(99.2%)減少したことが主な要因となっています。これは、前年度に県から天理ダム貯水池保全事業に伴う負担金収入があったためです。

一方費用は、受水費、減価償却費及び動力費等の減少により、全体で前年度に比べ70,024,974円(3.9%)減少しました。結果、損益収支は298,816,288円の黒字となりました。

この利益は、多額の費用を必要とする老朽化施設の更新や管路の耐震化に役立て、安全でおいしい水道水の安定供給に努めていきます。

営業外収益等 7.2% (補助金、受取利息他) 145,579,454 円

営業収益 92.8% (料金収入他) 1,870,816,200 円



営業外費用等 4.1% (企業債利息他) 70,941,120 円

原水及び浄水費 43.5% 745,811,241 円



減価償却費 36.1% (資産減耗含む) 620,776,575 円

総係費 8.1% (一般経費) 138,608,026 円

配水及び給水費 8.2% (受託工事含む) 141,442,404 円

お客様の敷地内の漏水について

道路に埋設された配水管から分岐した給水管や給水栓(蛇口)などを給水装置といい、お客様の財産です。給水装置のうち、メーターより内側(敷地内)の部分はお客様で管理していただくことになります。

水道使用量が前回検針時より急激に増加している場合は、お客様の敷地内(水道メーターから蛇口まで)で漏水している可能性がありますので、下記の手順により確認を行ってください。

漏水の調べ方について

- ①ご家庭の水道の蛇口をすべて閉めてください。(水の流れがない状態にする。)
- ②水道メーターの中央部にあるパイロットを30秒ほど見て、回転の有無を確認してください。
- ③パイロットが止まっていれば漏水はありません。もし、少しでも回転している場合は漏水している可能性があります。



漏水を発見したら

天理市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。天理市指定給水装置工事事業者以外で漏水修理をされますと、漏水に伴う水道料金等の軽減措置を受けられなくなります。

なお、修理費用等についてはお客様の負担になります。

※漏水に伴う水道料金等について、一定の基準を満たす場合に限り軽減措置を受けることができます。天理市指定給水装置工事事業者の一覧など、詳しくは下記までお問い合わせいただくか、上下水道局ホームページをご覧ください。

ご不明な点は **上下水道局お客様センター TEL.63-1001(内線812)** までお問い合わせください。

天理市の水道水源をみんなで守ろう ~天理市水道水源保護条例について~

◆条例の目的

きれいな水を住民が享受する権利を守るため、水源の保護に必要な施策を講じ水道に係る水質の保全及び水量の確保を図り、もって現在及び将来にわたり住民の生命及び健康を守ることを目的としています。

●水源保護地域



◆市との協議

水道水源保護地域内で、対象事業場を設置又は変更しようとする事業場(者)は市と協議をしなければなりません。

◆水道水源保護審議会

対象事業場からの協議に基づき、水道水源保護審議会で、水質や水量への影響について調査・審議をします。

◆水源保護協定

規制対象事業場に該当すれば事業行為はできません。規制対象事業場に該当しない場合は、市と水源保護協定を結び、水質の保全及び水量の確保のため必要な事項を実施しなければなりません。協定に違反した場合は罰則が科せられます。

対象事業場

- ゴルフ場
- 一般廃棄物最終処分場
- 産業廃棄物最終処分場
- 砕石場
- 残土処分場
- その他水源の水質を汚染させ、若しくは汚濁させるおそれがある事業場又は水源の水質・水量に影響を及ぼすおそれのある事業場で別に定めるもの

水源保護協定の内容

- 関係法令、条例及び規程の遵守
- 排水水質等の検査結果の報告
- 排水処理施設等の管理状況の報告
- 排水水質の汚染及び汚濁防止体制の確保
- その他必要な事項

水道水は人の健康に直接影響を与えます。水道水源保護地域内で対象事業を行おうとする事業者及び土地の所有者は、この条例の主旨を理解していただき、天理市の水道に係る水質の保全及び水量の確保ができず、またはできなくなるおそれがある事業場については設置を行わないよう、また、そのような事業者に対して土地の提供をしないようにしてください。

水道の水質

~安全な水道水をお届けしています~

上下水道局では、水道水の安全性を確保するため、国で定められた水質基準に基づき、水質検査を実施しています。令和元年度に実施した市内の配水管末6カ所(庵治町、渋谷町、樺本町、中之庄町、山田町、藤井町)における水質基準項目(51項目)の水質検査は全て水質基準をクリアしています。

令和元年度水質検査結果

令和元年8月庵治町

項目	基準値	検査結果	項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	100個/mL以下	0	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.018mg/L
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006mg/L
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003mg/L未満	30 プロモホルム	0.09mg/L以下	0.001mg/L未満
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005mg/L未満	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008mg/L未満
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01mg/L未満
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.03mg/L
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03mg/L未満
8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01mg/L未満
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	13mg/L
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.42mg/L	38 塩化物イオン	200mg/L以下	10.7mg/L
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08mg/L	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	48mg/L
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	40 蒸発残留物	500mg/L以下	115mg/L
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L未満	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02mg/L未満
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.002mg/L未満	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001mg/L未満	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005mg/L未満
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	45 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005mg/L未満
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.9mg/L
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	47 pH値	5.8~8.6	7.4
21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.1mg/L	48 味	異常でないこと	異常なし
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	49 臭気	異常でないこと	異常なし
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.028mg/L	50 色度	5度以下	0.5度未満
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.006mg/L	51 濁度	2度以下	0.1度未満
25 ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001mg/L未満	※ 遊離残留塩素	—	0.5mg/L
26 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	※ 水温	—	27.5度
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.034mg/L	※ 気温	—	30.7度

下水道事業決算状況

平成30年度の本市下水道事業の決算は、9月の市議会において認定されました。

●業務状況

年度末における排水戸数は、前年度に比べ160戸(0.8%)増加しましたが、年間排水量は、家庭用等の排水量が減少したことにより、前年度に比べ58,319 m³(0.7%)減少となりました。

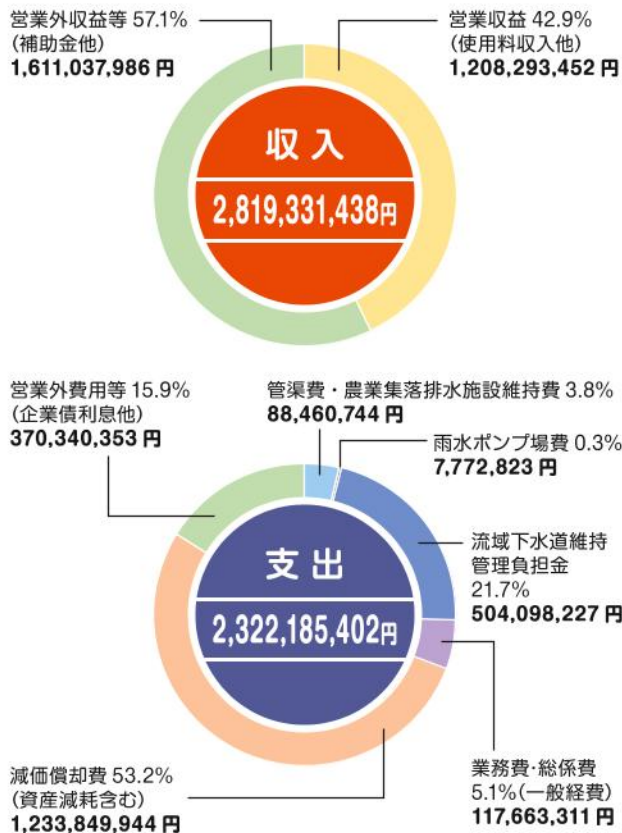
	平成29年度	平成30年度
排水戸数(戸)	21,274	21,434
年間排水量(m ³)	7,987,759	7,929,440

●経営状況

収益全体では、前年度に比べ29,031,454円(1.0%)減少しました。これは、他会計補助金が前年度に比べ23,082,207円(1.9%)減少したことが主な要因となっています。

一方費用は、支払利息等の減少により、全体で前年度に比べ29,454,112円(1.3%)減少しました。結果、損益収支は497,146,036円の黒字となりました。

この利益は、多額の費用を必要とする老朽化管路等の更新に役立てます。



宅内排水マスの掃除の仕方

台所からの排水マスには右写真のような白い固まりがたまることがあります。

これは油が固まったもので、放置していると排水管が詰まる原因となります。



月に1、2回は掃除、点検をお願いします。

■掃除の手順



STEP 1
エルボと呼ばれる曲管を取り外します(左右に揺すりながら手前に引いてください。手で取り外すことができます)。



STEP 2
油の固まりなどはすくい取って生ごみとして処理してください。



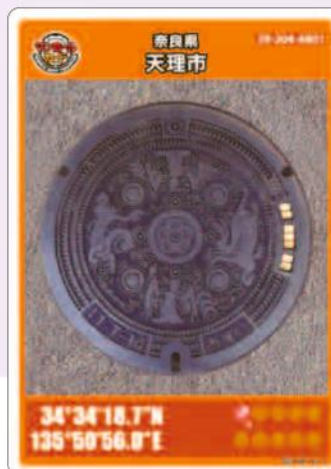
STEP 3
掃除が終わったら臭気が室内に侵入しないように、エルボは必ず元に戻してください。他のマスも同じように掃除をしてください。

マンホールカードを配布しています

下水道マンホール蓋^{ふた}のコレクションアイテムとして人気のマンホールカードを天理市立黒塚古墳展示館で無料配布しています。

天理市のマンホール蓋のデザインは、黒塚古墳から出土した重要文化財「三角縁神獣鏡」の文様が描かれており、日本最古の道として知られる「山の辺の道」などでこのデザインの蓋を見つけることができます。

なお、市役所や上下水道局では配布していません。配布場所で一人一枚の配布となりますのでご注意ください。



オモテ



ウラ

配布場所

天理市立黒塚古墳展示館
〔天理市柳本町1118番地2〕
TEL0743-67-3210

配布時間

午前9時～午後5時

休館日

月曜日、祝日（月曜日が、祝・休日の場合は翌日も休館）
年末年始（12月28日～翌年1月4日）※ゴールデンウィークは祝日も臨時開館します。

お問い合わせ ▶ 下水道課 TEL.63-1001（内線311）

水洗トイレへの切替えをお願いします

下水道が使用できるようになりますと、供用開始の告示をします。告示された区域（処理区域）では3年以内にくみ取り式トイレ（し尿浄化槽による水洗トイレを含む。）を水洗トイレに改造し、また、台所、風呂場、洗面所などの雑排水の排水設備をできるだけ早く設置することが義務づけられています。

皆さまのご協力をお願いいたします。

《水洗トイレにすると》

- ◆ いやなおいに悩まされることがなくなり衛生的になります。
- ◆ ハエ、蚊の発生を防ぐので伝染病の予防にもなります。
- ◆ 掃除が簡単でいつも清潔に保てます。
- ◆ くみ取り口や浄化槽がいりませんので、あと地を有効に利用できます。



排水設備工事は天理市指定下水道工事店で

排水設備工事は、天理市の指定下水道工事店に依頼してください。指定下水道工事店でないと工事はできません。工事に関する手続きは皆さまに代わって指定下水道工事店が行います。

天理市指定下水道工事店は、上下水道局のホームページで確認していただくか、下水道課へお問い合わせください。

井戸水等を下水道に排出する場合は、届出が必要です

水道水だけでなく、井戸水（地下水）、湧水、雨水利用水等を公共下水道又は農業集落排水処理施設へ排出される場合は、天理市下水道条例又は天理市農業集落排水処理施設条例の規定により、その内容を届出していただき、その使用の実際の状態（態様）による排出量に応じた下水道使用料をお支払いいただく必要があります。

不正な使用態様の変更を防止する観点から、この条例の一部改正を行いました。この届出を行わず公共下水道又は農業集落排水処理施設へ排出されている場合や、使用開始後に水道水以外の水を排出されている場合は、この条例の規定により過料を科せられる場合がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ ▶ 下水道課 TEL.63-1001（内線311）

引っ越しの際は 忘れずに!

引っ越しなどで水道・下水道の使用を中止されるときは、必ずお客様センターまでご連絡ください。

ご連絡がない場合、水道をお使いにならなくても基本料金がかかります。

ただし、集合住宅にお住まいの方で、管理組合などに上下水道料金をお支払いの方は上下水道料金のお支払い先へお問い合わせください。

- 中止される2～3日前までに、来局または電話にてご連絡ください。
さかのぼっての中止は受付できませんのでご注意ください。
- ご連絡時にはお客様番号(水道使用量のお知らせ(検針票)に記載しています)をお知らせください。
- 使用中に伴うご精算は、納付書を送付させていただくか、現金でのお支払いもできます。口座振替をご利用のお客様は口座からの引き落としで精算できます。ご精算の際、直前に検針させていただいた時期により、中止月を含めて複数月分のご精算となる場合がありますので、ご了承ください。



こんなときも、早めにお申込みまたは届出をお願いします

- ◆入居等により、新たに水道を使用する場合
- ◆所有者、使用者に変更があった場合
- ◆長期(おおむね2ヶ月以上)にわたり水道を使用しない場合
- ◆用途(家庭用、営業用など)を変更する場合
- ◆納入通知書の送付先を変更する場合

上下水道料金の納付は口座振替で

納入通知書を紛失してしまったり、納めることをすっかり忘れてしまったりしたことはありませんか。口座振替のお申し込みをいただきますと、指定された金融機関の預貯金口座から納期限ごとに自動的に引き落としを行いますので、納め忘れがなく安心です。上下水道局では現在約8割の方が口座振替により納付いただいています。まだ口座振替を申し込んでおられない方は、ぜひお申し込みください。

- 口座振替依頼書は天理市内の金融機関及び上下水道局に設置しています。
なお、口座振替日はお使用の水栓所在地により異なります。
詳しくは上下水道局お客様センターまでお問い合わせください。

天理市上下水道局指定金融機関

(株)南都銀行 (株)三菱UFJ銀行 (株)りそな銀行 (株)中京銀行 大和信用金庫
奈良信用金庫 奈良中央信用金庫 近畿労働金庫 奈良県農業協同組合
(株)ゆうちょ銀行(※ゆうちょ銀行指定の様式がありますので郵便局にてお申し込みください)

便利だね



水道についてのお問い合わせは **上下水道局お客様センター** までお願いします。

上下水道局では、お客様サービスのより一層の向上と経営の健全化を図るため上下水道料金等に係る業務について民間事業者へ委託しています。

お問い合わせ

TEL.63-1001(内線812)

※受付時間は、月～金曜日(祝日を除く)の
8時30分～17時15分です。

委託業者	株式会社 エンジニアサカウエ
所在地	上下水道局庁舎1階
主な業務	水道の使用開始・中止等に係る窓口及び電話対応による受付業務
	水道メーターの取替え及び検針業務
	未納料金の督促及び給水停止業務

天理市上下水道局

〒632-8558 天理市川原城町600番地10

●なお、上下水道局の取り組みなどをホームページで紹介しています。

<http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/jougesuidoukyoku/index.html>

●お問い合わせ TEL.0743-63-1001

総務経営課(804・842) 給水課(823・833) 下水道課(326・822) ■浄水課(0743-62-0496)〈直通〉



このカタログはリサイクル可能なソイインク(大豆油インク)を使用しています。